

常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設の  
整備及び管理運営事業  
(PFI 事業)

実施方針

平成12年3月

茨城県 土木部 港湾課

# 目 次

事業の目的及び本実施方針の趣旨	1
1 特定事業の選定に関する事項	2
2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	4
3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ 確実な実施の確保に関する事項	5
4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	7
5 関連する公共施設等の規模、配置計画	9
6 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた 場合における措置に関する事項	11
7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	11
8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び 金融上の支援に関する事項	11
9 その他特定事業の実施に関し必要な事項	11

## 事業の目的及び本実施方針の趣旨

常陸那珂港港湾管理者 茨城県（以下「港湾管理者」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）及び PFI 法第 4 条に規定する基本方針（以下「基本方針」という。）を踏まえ、平成 12 年 4 月供用開始予定の常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設（以下「ターミナル施設」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して整備及び管理運営を行い、利用効率及びサービス水準を向上させるとともに利用促進を図ることとした。

本実施方針は、港湾管理者が、ターミナル施設の整備及び管理運営事業（以下「本事業」という。）を PFI 法及び基本方針に基づく民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業（以下「PFI 事業」という。）として実施するために必要な事項を定めるものである。

# 1 特定事業の選定に関する事項

## (1) 特定事業に関する事項

### ア 事業の名称

常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設の整備及び管理運営事業

### イ 公共施設の管理者の名称

常陸那珂港港湾管理者 茨城県

代表者 茨城県知事 橋本 昌

### ウ 事業目的

平成 12 年 4 月の供用開始を予定している常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設について、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して整備及び管理運営を行い、利用効率及びサービス水準を向上させるとともに利用促進を図る。

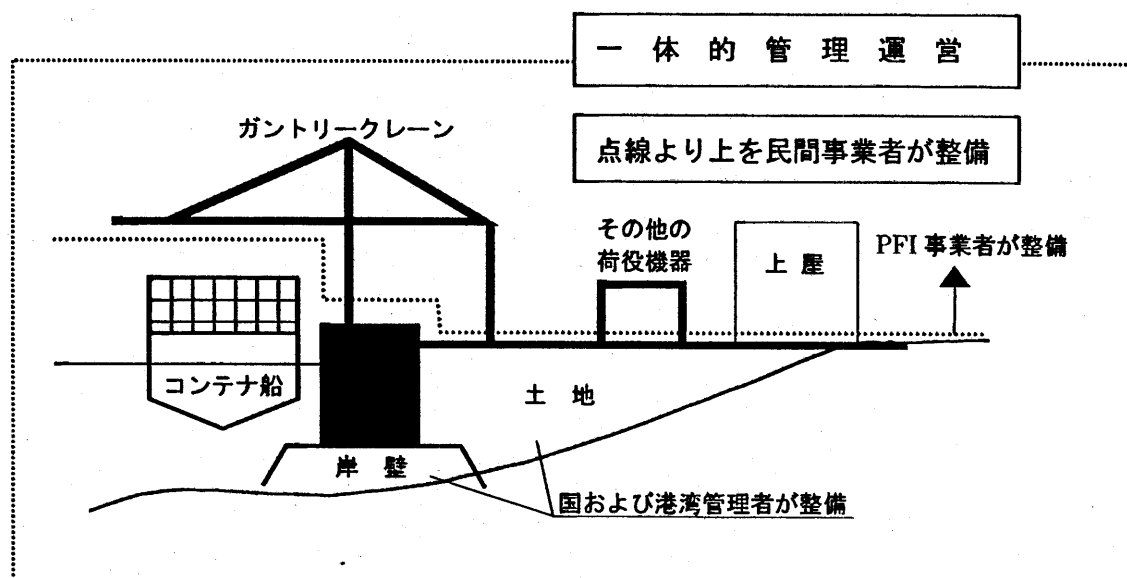
### エ 提供される公共サービス

#### (ア) 公共サービスの内容

ターミナル施設を良好な状態で船社等第三者に利用させること及び利用促進を図ること。

#### (イ) 公共サービス提供のために事業者の行う事業

- a 国又は港湾管理者所有に係る施設を補完するターミナル施設の整備
- b ターミナル施設全体（国又は港湾管理者の所有に係る施設を含む。）の一体的管理運営
- c 取扱貨物目標量確保のための船社及び荷主誘致活動



オ 遵守すべき根拠法令等

PFI法、港湾法（昭和25年法律第218号）、港則法（昭和23年法律第174号）、茨城県港湾施設管理条例（昭和34年茨城県条例第3号）、その他の関連法令、条例、規則等。

カ 事業期間等

(7) 事業期間

契約締結の翌日から20年間

(4) 事業期間終了時の措置

事業期間終了時には、原則として事業者はターミナル施設を原状回復させ、事業を終了するものとする。ただし、事業者と港湾管理者とが合意した場合には、事業者は事業の継続又は整備した施設の港湾管理者への無償譲渡を選択することができる。

なお、事業期間終了時の措置については、終了時の2年前までに明らかにしておくとともに、終了後の措置について別途協議するものとする。

キ 事業実施のスケジュール

平成12年3月23日	特定事業の選定
平成12年3月23日～3月29日	募集の公告、募集要項の配布
平成12年4月10日～4月14日	募集受付
平成12年4月下旬	事業予定者（優先交渉権者）選定
平成12年4月下旬	契約締結
平成12年5月	事業開始

(2) 特定事業の選定基準等

ア 選定基準

本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間中、ターミナル施設の利用効率の向上、利用コストの低減及び取扱貨物量の増大等利用の促進が図られるか否かを選定の基準とする。

イ 港湾管理者は、アの基準に照らし、本事業を実施することが適切であると認めた場合には、本事業を特定事業として選定する。

ウ 特定事業の選定を行ったときは、その結果を速やかに県報へ掲載する。

(3) 特定事業の選定を行う期日

平成12年3月23日（木）

## 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### (1) 基本的事項

- ア 港湾管理者は、特定事業を実施する事業者を、公募の方法により選定する。
- イ 事業者の選定に当たっては客観性を確保するとともに、その結果を速やかに県報に掲載する。

### (2) 民間事業者の募集に関する事項

#### ア 募集の手続

募集要項に基づき、企画提案書等の提出を求める。

#### イ 募集要項の配布期間等

- (ア) 配布期間 平成12年3月23日(木)から平成12年3月29日(水)まで(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)
- (イ) 配布時間 午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (ウ) 配布場所 茨城県土木部港湾課(常陸那珂港整備推進担当)

### (3) 民間事業者の選定に関する事項

#### ア 審査に関する事項

審査は次の事項を重視して行う。

##### (ア) 資格審査

本事業を長期的かつ安定的に遂行できる能力の有無

##### (イ) 技術審査

コンテナターミナル施設の整備及び管理運営の方法並びに利用促進の方法の優秀性

##### (ウ) 事業計画審査

収支計画、資金計画及びリスク分担の考え方の妥当性

#### イ 選定方法及び結果の通知等

港湾管理者の設置する審査委員会において、優先交渉権者を選定する。

審査結果は応募者に文書で通知するとともに、その結果を公表するものとし、電話等による問い合わせには応じない。

なお、必要に応じて優先交渉権者の次点者を選定する場合がある。

#### ウ 事業者の選定

優先交渉権者と港湾管理者とによる協議を行い、協議が整えば事業者として選定する。協議が整わない場合には、次点者との協議を行う場合もある。